

議案第135号  
公の施設（宝塚市立長谷牡丹園）の指定管理者の指定について

資料1 宝塚市立長谷牡丹園指定管理者候補者の選定の経緯

資料2 候補者の活動概要

資料3 宝塚市立長谷牡丹園条例（抜粋）

議案第 135 号

公の施設（宝塚市立長谷牡丹園）の指定管理者の指定について

資料 1 宝塚市立長谷牡丹園指定管理者候補者の選定について

1 指定管理者候補者

団体名称 特定非営利活動法人 西谷仕事人  
代表者 理事長 龍見 昭廣  
所在地 宝塚市大原野字丁裏 11 番地

2 指定期間

令和 4 年（2022 年）4 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 3 1 日まで

3 候補者選定までの経過

(1) 第 1 回選定委員会 令和 3 年 8 月 3 日（火）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催  
（募集要項・業務の概要・選定基準・応募者の指名等の決定）

(2) 指定管理者指定申請書提出依頼 令和 3 年 8 月 2 0 日（金）

(3) 指定管理者指定申請書受理 令和 3 年 9 月 1 6 日（木）

(4) 第 2 回選定委員会 令和 3 年 9 月 2 8 日（火）

（書類審査及びプレゼンテーション審査の実施、候補者決定）

4 市が候補者を特定した理由

宝塚市立長谷牡丹園条例第 1 2 条第 1 項で、「指定管理者を指定しようとするときは、公募によることなく、長谷牡丹園の管理を行わせるに最適な法人その他の団体であると認めるものを候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする」とされている。特定非営利活動法人 西谷仕事人は、文化的・経済的に活力のある地域社会づくりに寄与することを目的に、自然環境を利用した市民交流促進事業や里山活用保全事業などを行っており、これまでに主催したイベントの実績を活かした牡丹園の魅力増進や集客力の向上だけでなく、西谷全体の活性化が期待できる。

当該団体は牡丹の栽培経験がないことが懸念されるが、技術習得に積極的な姿勢を見せており、また、地元団体であることから現指定管理者である長谷牡丹園芸組合とも交流があることから、牡丹の栽培技術についても一定の水準を保てると判断し、長谷牡丹園の管理を行わせるに最適な団体として、特定非営利活動法人 西谷仕事人を令和 4 年度からの指定管理者の候補者として特定したものである。

## 5 選定委員会における審査

### (1) 選定委員会委員

委員長	金地 通生（神戸大学大学院農学研究科准教授）
委員長職務代理者	越智 彰（越智総合会計事務所 税理士）
委員	田中 香織（宝塚商工会議所 中小企業相談所総務課長）
委員	三宅 元一（阪神農業改良普及センター 農政専門員）
委員	橋本 絵美子（市民公募委員）

### (2) 選定方法

- ア 選定を行うため、評価項目（15項目）と配点（120点満点）を設定し、各項目を5段階で評価することとした。
- イ 選定に際しては、委員5名の評価点を合計して600点満点とし、360点（60%）を必要最低点数と定めた。
- ウ 申請者の提案内容を確認するため、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価項目ごとに評価した。
- エ 必要最低点を上回ったため、指定管理者の候補者としてふさわしいかどうかを意見交換の上、候補者として選定した。

### (3) 選定委員会における評価結果

評価点（600点満点中）407点

### (4) 選定理由

- ア 長谷牡丹園は地元密着型の施設であるため、西谷地区について熟知し、人的な繋がりのある地元団体が候補者として立候補したことは、望ましい状況と考えられる。また、牡丹園のみならず、西谷地区全体の活性化に対しても意欲的な姿勢であり、これまでの活動実績を生かしたイベントの開催など、年間を通じての集客に貢献するものと見込まれる。
- イ 開園以前から20年以上に渡り牡丹の栽培を継続していた現指定管理者に比べ、栽培経験がないことが懸念されるが、先進地の研修等による技術の向上が見込めることと、長谷牡丹園を継続していきたいという志を評価し、今後実績を積んでいくことを期待する。
- ウ 採点結果が600点満点中407点（67.8%）となり、必要最低点である360点（60%）を上回っていると認められたため、指定管理者の候補として選定することが適当であると判断した。
- エ 独自の取組・提案としては、開花期間が異なる花木の増殖、ウォーキング・クイズラリー、工作体験など、開園期間を延長できる取組や西谷地域のイベントとの連携、農業振興や地産地消への貢献を目指されており、これまで以上の活性化が期待できる。

(5) 付帯意見

栽培専門家のアドバイスを受けた栽培管理リーダーを早期に育成し、年間を通じた統合的な栽培管理を行えるような体制を早期に確立して運営にあたること。

6 今後の予定

市議会にて指定の議決を受けた後、以下のスケジュールで業務の開始に向けて準備を進める。

令和3年(2021年)12月中旬 指定管理者を指定する告示

指定管理者指定書の通知

令和4年(2022年)4月1日 基本協定・年度協定締結

新たな指定期間における管理運営の開始